

## 第1回認証評価評議会議事要旨

(本議事要旨は、速報として、認証評価事務局の責任によって作成したものです。)

日時 2004年7月13日 10:00～12:00

場所 弁護士会館16階 日弁連来賓室

出席者 阿部三郎、大谷實、北城恪太郎、佐柄木俊郎、新堂幸司、高木剛、千種秀夫、納谷廣美、本林徹、吉村徳則

(欠席：片山善博、中村睦男)

### 【理事長挨拶】

新堂：定刻になりましたので、第1回認証評価評議会を始めさせていただきます。理事長の新堂です。財団ではかねてから認証評価事業について準備を進め、先日認証申請を致しました。皆様には快く評議員就任をご承諾頂きまして有り難うございます。法科大学院は、夏学期がそろそろ終了する時期。教育については、熱意もあるが、不安もある状態。教員も学生もそういう状態である。評価機関は、情報交換の場となり、数年後には、本評価を行うことになる。宜しくお願い致します。

### 【自己紹介】

事務局：進行について。自己紹介の後、議長選任を致します。

(出席者、50音順で自己紹介。)

### 【1 評議会議長の選任】

事務局：議長選任。資料3、基本規則の第10条。議長は評議員の互選による。異議無ければ、こちらから提案します(異議無し)。本林評議員をご推薦致しますが(異議無し)。

議長：そうそうたる先生方の中での議長ですが、宜しくお願い致します。まず、記念撮影の件について。

事務局：パンフレット用に記念撮影を行います。また、顔写真等もお願い致します。

議長：別紙に従って進行します。途中退席の北城、高木評議員には、退席前に発言して頂きます。

### 【2 評議会の運営方法について】

議長：評議会の権限の確認。資料3、5頁、3条(認証評価事業部)。6頁、5条(評議会・

目的) 6条(評議会・権限)、7頁、17条(認証評価評議会運営規則)、13頁、59条(評価手数料等)、14頁、63条(認証評価に関する諸規則)。議題5、評価の基本方針について、これを踏まえてご承認をお諮りする。評価委員会の選任等についても。

議長：運用規則について。資料9。事務局から説明を。

事務局：基本規則17条に基づく。議長代行、会議の公開、議事録の公開、守秘義務。

議長：議事録までの暫定的な公開方法は。

事務局：議事要旨を事務局の責任で作成。議事要旨記載の発言は非顕名。

議長：議事の公開は時代の趨勢ということで、このような形でよろしいでしょうか。守秘義務についても。議長代行について、納谷先生、お願いできますでしょうか。皆様よろしいでしょうか(異議無し)。

### 【3 従前の検討経緯について(報告)】

議長：従前の検討経緯について。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料14、従前の検討経緯の説明。

事務局：財団の認証評価事業の概要について、資料17に基づいて説明。

議長：退席する委員からご意見を。

委員：評価は重要。財団の取り組みには意義がある。適格認定というある種の絶対評価も必要。これまでの評価は、各大学の目的に照らした評価でしかなかった。1点、評価員について、提言。現状の制度は、大学関係者と法曹のみが評価員であるように思う。エンドユーザが評価員に入らないのは片手落ちではないだろうか。現職の経営者が評価員となるのは時間の関係で難しいとしても、元経営者のような人材が評価員に入ることは考えられないか。評価員の仕事を考慮した上で、一般の学識経験者も入れてよいのではないか。

### 【4 文部科学大臣への認証申請について(報告)】

議長：貴重なご意見有り難うございました。認証申請の経過について。

事務局：5月末日に認証申請を行った。その後、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問

がなされている。7/6 に法科大学院部会が開催された。次回の法科大学院部会は 7/22。7/23 か 8 月開催の大学分科会で結論がでる予定。7/6 の法科大学院部会では、財団が行った認証申請の内容について、3 点指摘がなされた。教員の年齢バランス、ジェンダー構成への配慮、法律基本科目の単位数の上限について。

事務局：教員の年齢バランスについて。資料 6、p 4 2。評価基準 3-1-5。(5)関連法規定として、大学院設置基準 8 条 4 項がひかれている。よって、法科大学院部会の委員から、この基準は法令由来基準ではないか、との指摘があった。この点は、財団の認証評価検討委員会での議論で、この基準を法令由来基準とすると、これを満たさないと直ちに不適格になるが、それはいかがなものか、という議論があり、追加基準としたという経緯があった。法科大学院部会では、財団としてこの点を検討するという事で引き取った。

事務局：ジェンダー構成への配慮について。配慮とは、どのようなことをいうか、との質問があった。キャリアパス等での配慮、と説明したが、さらに追加の説明を準備する予定。

事務局：法律基本科目の単位の上限について。資料 5 の 1 5 頁。評価基準 5-1-1。法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 3 3 単位以上、という基準がある。これに対して、法科大学院部会の委員より、法科大学院が法律基本科目を増やしたがつているが、法律基本科目の上限を設けないのか、との指摘があった。この点は、評価基準 9-2-1 に、修了に必要な単位数は、1 0 0 単位程度までで設定されることが望ましい、との基準がある。よって、1 0 0 から 3 3 を引いた 6 7 単位が上限になる、との説明をして、一応のご了解を頂いた。

議長：従前の検討経緯、認証申請の経過について説明頂いたが、何かご質問は。評価基準については、後に取り扱うが。よろしいでしょうか。

#### 【 5 評価の基本方針について】

議長：評価の基本方針について、事務局から説明を。

事務局：資料 1 0。これは、財団の認証評価について対外的に説明する際の資料として使用してきたもの。2 頁、基本的な考え方として 5 点。法曹養成と法科大学院での教育として、2 つのマインド、7 つのスキルを提案。これらを基にして、評価基準、同解説、手続規則をまとめ、5 月 2 1 日の財団理事会で承認を得て、5 月 3 1 日に認証申請した。秋からトライアル評価にはいるので、ここでご承認を頂いて、トライアル評価を進めたい。本評価までの間に、トライアル評価を踏まえて評価基準等をバージョンアップしていきたい。

議長：評価基準の内容について説明を。資料5。

事務局：資料5、9頁。47の評価基準。それぞれについて、合否判定または多段階評価を行う。多段階評価は、A+、A、B、C、Dの5段階評価。これらの判定基準については今後詰めていく。分野別評価。9つの分野について評価を行う。10頁以下、個々の評価基準について説明。

議長：退席する委員から、ご意見を。

委員：大学評価学位授与機構、大学基準協会も評価を行うとのこと。その中で財団の評価のセールスポイントを出して、社会の評価を得ないと、お客さんが来ない。先日、東大の法科大学院の授業を見学した。教員も学生もホットな状況。予習を6、7時間行うという学生もいた。授業開始から3ヶ月経過後の優勝劣敗がある。すでに挫折を感じている学生もいるように感じられた。双方向の授業についていくのは大変である。現在行われている授業と評価基準が符合しているのか（ペアレントな関係にあるか）ということを感じた。

議長：財団のセールスポイントについては、再度説明を。

事務局：ユーザーの声を反映する。法曹養成教育を中心に据える。

事務局：秋からトライアル評価を行う。その中で、評価基準が適切に働くかどうかを検証する。

事務局：トライアル評価に関する回答状況については、資料20。

議長：評価基準の説明に戻って頂いて。逐条的な説明はこの程度にして、ご質問があれば。手続規則について説明を。資料4。

事務局：末尾に評価のプロセスがあり、そこでイメージを持って頂ける。現地調査実施時期に応じて、A型とB型がある。A型に基づいて説明。

議長：基本的な考え方について、ご意見を。

委員：司法審意見書の冒頭に、専門的な資質の養成と同時に、人々の喜びや悲しみを理解する人間性の涵養があげられている。この点は評価基準のどこで拾えるか。

事務局：2つのマインド、7つのスキルで。資料5、17頁。7、法曹として必要な資質・能力の養成。ここで評価する。具体的には、資料6、解説の別紙2でまとめている。ここで挙げられた「取組例」を通じて、必要な教育についての情報発信を行いたい。

議長：9分野の7は、法令で特に要求されていない、財団が特に盛り込んだ点。人間性の点は、そこで評価するという。貴重なご意見有り難うございました。

議長：本来、評価基準等は評議会の権限だが、時間の関係で、ここでご承認頂き、今後バージョンアップしていくということで、ご承認頂けますでしょうか（異議無し）

議長：評価料について。事務局から説明を。

事務局：資料2、3頁。この秋から、法科大学院に対して勧誘活動を行う必要がある。ここでご承認頂きたい。

委員：財団の会員であることと、評価料の関係は。

事務局：財団の会員であるか否かは、評価料に影響しない。法科大学院を回った際の反応も踏まえて、この設定にした。

委員：投資情報センターの評価は、200万円。財団は高い。もうけがでてしまうのでは。

事務局：人件費の負担が、他機関と前提が異なる。それが評価料に影響してしまう。

委員：財団の会員との関係について。財団の財務は、専ら会費で賄われている。評価をきっかけにして、会員になって頂ければ、という思いもあるので、宜しくお願い致します。

議長：よろしいでしょうか（異議無し）

#### 【6 評価委員会員の選任】

議長：評価委員会の委員の選任。資料12。

事務局：資料12に候補者が記載されている。従前開催されてきた認証評価検討委員会の委員を務められた方々が大半である。法科大学院専任9名、法曹が8名、一般が6名。一般を補充するか、ご検討頂きたい。第1回を9月に開催する。

議長：委員から、一般有識者の意見を反映すべきとの意見があった。一般について、若干の補充があり得るということで、その点は議長一任でよろしいでしょうか（異議無し）。

#### 【 7 事業計画】

議長：事業計画について。

事務局：資料 8 に基づき説明。

事務局：資料 19。トライアル評価について。現地調査、評価基準について、本評価を縮小したものをを行う。資料 20、トライアル評価に関する回答状況。受けることを希望する法科大学院が 13 校。その他、口頭でも数校回答を受けている。資料 21、評価員の募集について。評価員の負担について、研修に 1 日、現地調査に 1 日は要する。現在、十数名程度の申し入れがある。

議長：トライアル評価はいつから。

事務局：この秋学期から。

事務局：トライアル評価の主眼は、評価のレベルアップにあるので、法科大学院の経済的負担は求めない。文科省の委託研究について。

事務局：平成 15 年度に文科省の委託研究を行った。委託研究費は、約 600 万円。今年度も打診を受けている。評価基準、評価方法のあり方、評価員の研修のあり方、評価報告書のあり方について。

議長：今までの点についてご質問は、よろしいでしょうか。

#### 【 8 その他】

議長：最後にその他の点について。

事務局：次回の評議会の開催について。9 月から評価委員会を開催。トライアル評価の実施も踏まえ、05 年 2 月をお願いしたい。10 月頃に日程調整を行う。

議長：これで本日の審議事項は終わりますが。

議長：今後何かあった際の窓口は、事務局の FAX 等。

事務局：評議員のメーリングリスト等が作成できれば。必要に応じ、事務局がお伺いする。

議長：これで終了します。